

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

6

7月は算定基礎届の提出時期です

2025 June
NO.563

- 月額変更届について
- 従来の保険証は令和7年12月2日以降使用できなくなります!!
- ジェネリック医薬品の普及を推進しています
- 健康づくり推進事業所限定！特典のご案内
- 熱中症対策アンバサダー講座のご案内
- 事業所名称・所在地等を変更された際は変更届の提出をお願いいたします
- 7月の出張年金相談



大宝八幡宮のあじさい（下妻市）

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

7 月は算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7 月 1 日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6 月に支払った報酬を算定基礎届により届出していた
だき、この届出内容に基づき毎年 1 回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は 9 月分から翌年 8 月分までの各月に適用され、保険料の計算
や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

なお、算定基礎届の用紙は令和 7 年 6 月中旬より、順次、事業所あてに送付いたします。

1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7 月 1 日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定
基礎届の提出は不要です。

- (1) 6 月 1 日以降に資格取得した方
- (2) 6 月 30 日までに退職された方
- (3) 7 月・8 月・9 月改定の月額変更届を提出する方

なお、8 月・9 月改定の月額変更届に不該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してく
ださい。

2 届出の内容について

(1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6 月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3 月
1 日から 31 日までの分を 4 月 10 日に支払う場合、名目は 3 月分であっても 4 月に受けた報酬として記入しま
す。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する
前の総支給額となります(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出
勤日数に関係なく、給与計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数分
が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日
数となります。対象となるのは支払基礎日数が 17 日以上あることが必要とされており、17 日未満の月は
除外して平均額を出します。

(3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6 月の 3 か月のうち、支払基礎日数が 17 日以上の方が 1 か月以上ある場合は、その月の報酬総
額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6 月の 3 か月のうち、支払基礎日数がいずれも 17 日未満の場合は、3 か月のうち支払基礎日数
が 15 日以上の方の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6 月の 3 か月のうち、支払基礎日数がいずれも 15 日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定額決定します。

(4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合

短時間労働者の算定基礎届は 4・5・6 月の支払基礎日数が 11 日以上の方の報酬で決定することとなります。

◎短時間労働者とは

1 週間の所定労働時間が通常の労働者の 4 分の 3 未満、1 カ月の所定労働日数が通常の労働者の 4 分
の 3 未満、またはその両方の場合で、次の要件をすべて満たす方が該当となります。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ② 雇用期間が継続して 2 カ月を超えて見込まれること
- ③ 賃金の月額が 88,000 円以上であること
- ④ 学生でないこと

⑤特定適用事業所または国・地方公共団体に属する事業所に勤めていること

※制度改正により、令和4年10月からは通常の労働者と区分なく「雇用期間が2カ月を超えて見込まれること」が要件になりました。

3 届出方法

(1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月10日までに下記事務センターへ郵送又は、電子申請による届出をお願いします。

(2) 提出いただく書類等

①算定基礎届

期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。
ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金下がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送又は電子申請による届出をお願いします。

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター
(事務センター名と郵便番号を記載するだけで届きます)

〈届書の作成や電子申請の方法に関するお問い合わせ先〉

詳しくは日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか
年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))
又は お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

従来の保険証は令和7年12月2日以降 使用できなくなります！！



マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となる等メリットがあります。

※今年12月のマイナンバーカードの交付は大変混雑が予想されますのでお早めにご準備ください。

上記に関するお問い合わせ窓口として協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号：0570-015-369 ※おかけ間違いのないようご注意ください。

受付時間：8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

公式 LINE をご登録ください！

協会けんぽ茨城支部は令和6年11月から公式 LINE を始めております！

月に2回、健康情報をはじめとするお役立ち情報をより身近によりタイムリーにお届けしています。

ぜひご登録をお願いします！



登録方法①

ID から検索
「@kenpo_ibaraki」

登録方法②

QR コードを読み取る

登録方法③

アカウント名検索
「協会けんぽ茨城」

ジェネリック医薬品の普及を推進しています。

協会けんぽ茨城支部では、加入者の皆様のお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後、医療費や保険料率の伸びが抑えられることから「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」の普及を推進しています。

茨城支部
使用割合

89.3%

全国平均
使用割合

89.3%

全国順位

29位

※ R 6.12月時点

健康づくり推進事業所限定！特典のご案内

健康測定機器を無料でレンタルできます！

上限240 事業所
(先着順)

貸出機器

- ・ 血管年齢測定器
- ・ 骨健康度測定器
- ・ ストレス測定器
- ・ 野菜摂取度測定器

血管年齢計 メディカル・アナライザー

計測時間：約16秒
計測箇所：指先
サイズ：
W270×D130×H325 (mm)



骨健康度測定器 骨ウエーブ

計測時間：約40秒
計測箇所：手首
サイズ：
W405×D383×H196 (mm)



野菜摂取度測定器 ベジミル

計測時間：約30秒
計測箇所：人差し指と薬指
サイズ：
W400×D305×H270(mm)



ストレス測定器 マインドバランス

計測時間：約1分
計測箇所：おでこ、両手
サイズ：
W440×D380×H355(mm)



※画像と異なる場合があります。

※ 1 事業所につき貸出機器の中から希望された 1 台のみの貸出となります。

※ 貸出期間は 5 日間です。

※ お申し込みが上限に達した時点で終了となります。

熱中症対策アンバサダー講座のご案内

大塚製薬株式会社と協会けんぽ茨城支部が連携した熱中症対策アンバサダー講座を健康づくり推進事業所の特典として今年度も実施します。

期間限定になりますのでぜひご参加ください。

詳細は協会けんぽ茨城支部ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

※ 協会けんぽ茨城支部と大塚製薬株式会社は「健康経営」事業の普及推進に関し協力及び連携することについて覚書を締結しています。

※ 無料特典の実施には健康づくり推進事業所として認定されることが必要です。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町 1-2-4
マイムビル 9 階

☎029-303-1500 (代表)

マイナ保険証を
使用しましょう！！

※令和6年12月2日以降、
健康保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証



使ってみよう！

茨城県社会保険協会からのお知らせ

事業所名称・所在地等を変更された際は変更届の提出をお願いいたします

会 員 情 報 変 更 届

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会 殿

変更前

事業所登録番号(必須)	
事業所名称(必須)	
事業所所在地(必須)	

変更後(※必ず変更届を提出してください)

事業所名称	
事業主または事業所を代表する者	
事業所所在地	
電話番号	
事業所登録番号	

※ご記入いただいた情報は、当協会の事業目的以外には使用いたしません。

FAX送信先 029-231-2522

(郵便による送付先)
一般財団法人茨城県社会保険協会
〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号
電話 029-231-2522

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へ年6回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された際は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、**茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。**

変更等がございましたら茨城県社会保険協会のホームページの「入会申し込みはこちら」(又は「入会案内」)をクリック、「会員情報変更届」を印刷していただき、必要事項を記入のうえFAXまたは郵送にて送付してください。
お手数ではございますが、よろしくお願いいたします。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和7年7月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

令和7年7月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	3日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	8日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	10日(木) 10:00～15:00	鹿嶋市商工会本所
	22日(火) 10:00～15:00	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	3日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	25日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市役所
下館年金事務所 0296 (25) 0829	10日(木) 10:00～15:00	常総市商工会水海道事務所
	16日(水) 10:00～15:00	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2194	15日(火) 10:00～14:00	高萩市役所
	23日(水) 10:00～14:00	北茨城市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード(マイナンバーカード)などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、基礎年金番号通知書(年金手帳)または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

次号(7月)もホームページのみでの掲載となります。
是非ご覧ください。

茨城県社会保険協会

検索